

静岡県立大学国際交流センター規則

平成31年4月1日 規則第62号

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県立大学法人組織規則第8条第2項の規定に基づき、国際交流センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、静岡県立大学（以下「県大」という。）及び静岡県立大学短期大学部（以下「短大部」という。）の国際交流活動を推進するための事業（以下「国際交流事業」という。）を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国際交流事業の企画等に関すること。
- (2) 国際交流協定の締結等に関すること。
- (3) 留学生の派遣、受入れ及びその他の支援等に関すること。
- (4) 留学生の交流促進に関すること。
- (5) 国際交流推進に関する教職員間の調整に関すること。
- (6) 国際交流委員会に関すること。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要なこと。

(センターの職制)

第4条 センターに、センター長及び副センター長を置く。

2 理事長は、前項のほか必要な職を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、県大の専任教員又は特任教員の中から学長が選考し、理事長が任命する。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、県大の専任教員又は特任教員の中から学長が選考し、理事長が任命する。

2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 センター長は、センターの業務を統括する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

(事務)

第8条 国際交流センターに関する事務は、国際交流室において処理する。

(運営委員会)

第9条 センターの実務的運営を円滑にするため、運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。